

令和6年度スズメバチ駆除費補助金について

鹿嶋市では、スズメバチの巣を駆除委託した方に補助金を交付しています。



補助金額

スズメバチの巣の駆除委託処理一件につき **5,000円**

(駆除処理費用が10,000円を下回る場合は、費用の2分の1の金額。100円未満の端数は切り捨て)



補助金交付申請の期限

スズメバチの巣の駆除委託処理が終了した後、**令和6年12月27日(金)**までに申請書を提出してください。

なお、予算がなくなり次第終了となりますので、ご了承ください。



補助対象者

以下の条件をすべて満たす方

- ・スズメバチが営巣している市内の土地又は建物を所有、管理又は賃借する個人で市税に未納がない方
- ・令和6年4月1日から11月30日までに、自宅や所有・賃借・管理している土地・建物のスズメバチの巣を業者に委託して駆除した方
- ・スズメバチの巣の場所が事業の用に供されていないこと(店舗兼住宅及び賃貸住宅を除く)
- ・令和6年度中に同一世帯の方がスズメバチ駆除費補助金の交付を受けていない方



申請書等

交付申請の際は、下記の書類などをご用意の上、環境政策課までお越しくください。

- ・巣の撤去前の写真、撤去後の写真、営巣場所付近の全体写真(巣の場所との関係が分かるように撮ってください)
- ・スズメバチの巣の駆除処理に要した費用の支払を証する書類
- ・現住所が確認できる書類の写し(運転免許証等)
- ・申請者の住所とスズメバチが営巣する場所が異なる場合、スズメバチが営巣する場所と申請者との権利関係が分かる書類(賃貸契約書や登記事項要約書など)
- ・申請者の口座がわかるもの(通帳など)

スズメバチ駆除補助対象について

○は補助対象，×は補助対象外を示します。

ハチの種類

- スズメバチ亜科（キイロスズメバチ，オオスズメバチ等，いわゆるスズメバチの仲間）
- ×アシナガバチ
- ×ミツバチ

申請者

- 個人で，令和6年11月30日までにスズメバチの巣を業者に委託して駆除した方で，
土地又は建物の所有者
土地又は建物の管理人
土地又は建物の借借人 のいずれかである方
- ×法人全般
- ×当該土地建物に関係がない方

対象土地又は建物

- 土地又は建物が事業の用に供されていないこと。
- 一戸建ての賃貸物件
- 店舗兼住宅
- 集合住宅（アパート，分譲マンション等）
- ×店舗・事務所



- ・ 自宅及びその敷地
- ・ 所有しているが使用していない土地・建物
- ・ 借りている一戸建て住宅及びその敷地
- ・ 現在居住している店舗兼住宅とその敷地



- ・ 公道や公園等の土地・建物
- ・ 申請者が当該年度の駆除の補助を受けた世帯の一員

お問い合わせ

鹿嶋市 市民生活部 環境政策課

TEL 0299-82-2911

Mail kansei1@city.ibaraki-kashima.lg.jp